

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 生活衛生課

法令名	食品衛生法	法令の番号	昭和22年法律第233号				
不利益処分の種類	検査命令	根拠条項	第26条第1項				
処分基準	<p>食品衛生法第26条第1項の各号に掲げるものに該当するものが発見された場合においては、当該食品等の製造業者または加工業者の検査能力が十分でないことなどの理由で、引き続き不適合条項に該当する食品等が、生産または加工されるおそれがあると判断されるときには、知事は、食品衛生法第26条第1項の規定に基づき、その営業者に検査命令をかけることができる。</p>						
	対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関	保健福祉事務所	交付機関	保健福祉事務所	目次NO